

一般財団法人前橋市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人前橋市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条の規定に基づき、前橋市のスポーツ・体育の普及振興に貢献した者及び優秀な競技成績を収めた指導者及び選手の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 前橋市スポーツ功労者
- (2) 前橋市優秀指導者
- (3) 前橋市優秀選手

(基準・制限)

第3条 表彰の基準及び制限については別記のとおりとする。

(候補者の推薦)

第4条 前条の基準等を満たす被表彰候補者のあるときは、当該候補者の所属する団体等（以下「推薦母体等」という）は、当該候補者の推薦書及び必要書類を添えて、本会会長へ提出することができる。

(被表彰者の決定)

第5条 前条に規定する推薦があった場合、本会専門委員会規程第2条に規定する総務専門委員会において審査した結果に基づき、本会会長が決定する。

(表彰)

第6条 表彰は、本会会長が表彰状を授与して行う。

ただし、前橋市優秀指導者及び前橋市優秀選手の表彰は、年度末に行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 1

- 1 この規定は、一般財団法人前橋市スポーツ協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 前橋市体育協会表彰規程（平成13年1月17日施行）を廃止する。

附則 2

- 1 この規程は、令和2年2月18日より施行する。

表彰基準

（1）前橋市スポーツ功労者

表彰対象者	表彰要件	推薦母体	提出書類
本会加盟団体役員	1 推薦年度の4月1日に満48歳以上であること。 2 過去にスポーツ・体育に関する功績により、市又は県の表彰を受けたことのない者。 3 推薦年度を含めて、スポーツ団体においては15年以上、地区体育団体においては12年以上当該体育団体役員として社会体育活動の振興・育成に功労のあった者で、現在も役員として活動している者。	本会加盟団体 スポーツ少年団	スポーツ功労者推薦書 選考事情報告書

（2）前橋市優秀指導者

	1 国際大会入賞、全国大会で優勝の成績を収めたチームまたは選手を育成した指導者。	本会加盟競技団体等 高体連 高野連 中体連 小体研 スポーツ少年団	前橋市優秀指導者推薦書 成績表（賞状等）写し
--	--	--	---------------------------

（3）前橋市優秀選手【一般・高校の部】

市内在住者 （高校生は市内在学者）	1 日本代表としてオリンピック・パラリンピック競技大会、アジア大会、競技別世界選手権大会に出場した選手。 2 日本記録を樹立した選手。（タイ記録を含む。） 3 全国規模大会で入賞した選手。（団体種目3位以内、個人種目8位以内。）	本会加盟競技団体等 高体連 高野連	前橋市優秀選手推薦書 大会要項写し 選手登録名簿写し 成績表（賞状等）写し
特例 本市外在住者	1 本市中学校・高等学校等を卒業したことによる「ふるさと選手制度」により国民体育大会に出場し、上記表彰要件2～3に該当する選手。		

（3）前橋市優秀選手【小・中学生の部】

市内在学者	一般・高校の部の表彰要件1～3に加え 4 関東規模大会3位以内。 5 県大会優勝。	本会加盟競技団体等 中体連 小体研 スポーツ少年団	前橋市優秀選手推薦書 大会要項写し 選手登録名簿写し 成績表（賞状等）写し
-------	---	------------------------------------	--

推薦制限

（1）前橋市スポーツ功労者、前橋市優秀指導者は過去に受賞した者は除く。 （2）前橋市スポーツ功労者の推薦人数は1団体原則1名とする。 （3）全国規模大会とは、文部科学省、厚生労働省、日本スポーツ協会、日本スポーツ協会加盟競技団体、全国を統括する学校体育団体、高野連のいずれかが主催する大会をいう。 （4）関東規模大会とは、全国規模大会の主催者、その傘下団体、教育委員会のいずれかが主催する大会をいう。 （5）競技別世界選手権大会等の出場とは、予選等を勝ち抜き当該競技団体が属する日本を統括する競技団体の推薦を得て出場した者のみとし、関東規模大会以上は、予選等を勝ち抜き出場した者に限る。 （6）県大会とは、県教委、県スポーツ協会、県スポーツ協会加盟団体、県スポーツ少年団、学校教育団体のいずれかが主催する大会をいう。ただし、中体連大会は総合体育大会のみとする。（春季・新人戦は該当しない。） （7）学年別、競技技術等により部別に分かれている県大会は、最高学年（部門）に出場したもののみとする。 （8）年齢別種目のある大会、業種別、クラブ別、道場大会等参加者が限定されている大会は除く。 （9）団体種目は、選手登録名簿に記載された者とする。
